

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○秋田県後期高齢者医療広域連合の設置の許可(三五・市町村課)	1
○漁業災害補償法による付保義務の発生(三六・水産漁港課)	1
○大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(三七・商業貿易室)	1
○都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧(三八・都市計画課)	1
○道路区域の変更及び供用開始(三九、四〇・道路課)	1
○道路の供用開始(四一〜四三・道路課)	2
公告	
○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	2
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センタ)	3
教員委員会公告	
○博物館相当施設の指定(生涯学習課)	4

道路の種類	旧新別	路線名
一		道路の区域及び供用開始の区間

区 間
秋田県告示第三十五号
秋田市市長、能代市長、横手市長、大館市長、男鹿市長、湯沢市長、鹿角市長、由利本荘市長、潟上市長、大仙市長、北秋田市長、にかほ市長、仙北市長、小坂町長、上小阿仁村長、藤里町長、三種町長、八峰町長、五城目町長、八郎潟町長、井川町長、大瀧村長、美郷町長、羽後町長及び東成瀬村長からあつた秋田県後期高齢者医療広域連合の設置の許可申請について、地方自治法(昭和

敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
秋田県告示第三十九号	
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。	
平成十九年一月二十三日	秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十六号
 次の加入区の漁業区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十二条第二項に規定する特定第二号漁業者の同意について、同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定に基づき、公示する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十七号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十八号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十七号
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第三十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第三項の規定により平成十九年一月十六日付けで許可したので、同法第二百八十五条の二第二項の規定に基づき、公表する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

(一) 車両の出入りについての配慮
 アクセス路線となつてゐる国道十三号は交通量が非常に多いことから、交通事故を未然に防ぐため、繁忙期の誘導に万全を期すとともに、今後、交通量の増加が見込まれる市道屋敷後線の出入口等の安全対策についても留意すること。
 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
 意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間
 (一) 縦覧場所
 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
 大仙市役所 農林商工部 商工観光課
 縦覧期間
 平成十九年一月二十三日から同年二月二十三日まで

県道	新	旧
	本荘西仙北角館線	本荘西仙北角館線
大仙市土川字杉沢五二番地先から四一七番地先まで	大仙市土川字杉沢五二番地先から三二四番一地先まで	
一〇・四〇〇〇一五・〇〇〇	一〇・一三七	
一一・六〇〇〇三七・〇〇〇	〇・一三七	

二 供用開始の期日 平成十九年一月二十三日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十九年一月二十三日から同年二月五日まで
 秋田県告示第四十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づ

き、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
			大曲田沢湖線	大仙市太田町小神成字北野八八番一地先から一一九番七地先まで	四・八〇〇七・五〇〇	〇・〇八〇
			大曲田沢湖線		六・〇〇〇八・〇〇〇	〇・〇八〇

二 供用開始の期日 平成十九年一月二十三日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年一月二十三日から同年二月五日まで

(二) 期間 平成十九年一月二十三日から同年二月五日まで
 秋田県告示第四十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成十九年一月二十三日
 秋田県知事 寺田典城

県道	道路の種類		路線名	区間
	新	旧		
			白沢田代線	大館市岩瀬字田茂の木四九番一から字桂岱五一番一まで

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城
 二 供用開始の期日 平成十九年一月二十三日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課

県道	道路の種類		路線名	区間
	新	旧		
			角館長野線	大仙市北長野字板屋二六番二から長野字漆原七二番一まで

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺田典城
 二 供用開始の期日 平成十九年一月二十三日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年一月二十三日から同年二月五日まで

秋田県告示第四十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六

項の規定により、山本郡藤里町藤琴土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基
づき、公告する。

平成十九年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

字藤琴十二番地

大沢字館の下四十二番地

藤琴字藤琴二百七番地

大沢麻台百二十二番地一

藤琴字藤琴家の後一番地

大沢字麻台百番地

字藤琴十二番地

藤琴字鳥谷場三十二番地二

山本郡藤里町藤琴字中荒川十六番地

字藤琴十二番地

藤琴字藤琴二百七番地

大沢麻台百二十二番地一

藤琴字藤琴家の後一番地

大沢字荒川五十九番地

字麻台八番地

字荒川四十四番地一

退任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町大沢字麻台四十九番地一

就任理事の住所及び氏名

山本郡藤里町藤琴字藤琴百三十番地

田中 文雄

石岡 貞幸

石岡 千代志

市川 一

細田 茂廣

細田 好徳

荒川 吉松

齊藤 守一

伊藤 礼二

田代 孝彦

市川 一

細田 聡

淡路 龍美

荒川 好徳

石岡 吉松

齊藤 守一

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量
- 小型貨物自動車 六台
- (二) 購入物品の仕様等
- 入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録によ

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地
方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六
第一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年一月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

(三) 納入期限

平成十九年三月二十三日(金)

(四) 納入場所

秋田県が別途指定する場所

(五) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日

平成十八年十二月十五日(金)

付

一 入札に参加する者に必要な資格等

入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない

こと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する

資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係

る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織

(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限

る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられた

ファイルに必要な事項を記録するものをいう。以下「調達シ

ステム」という。)により入札に参加する場合は、電子署

名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務

省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に

規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請

(一) (2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希

望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理

組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処

理するためのものに限る。)を使用して知事が指定する電子

計算機に備えられたファイルに必要な事項を記録するものをい

う。)により平成十九年二月九日(金)までに申請すること。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、

所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することがで

きる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並

びに問合せ先

郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇

一七四三)

(二) 調達システム (<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp>)

れps/public/pubTopdo?method=initDisplay) によ
り契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電
磁的記録を利用することができる。

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九

号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年一

月二十三日(火)から平成十九年二月十六日(金)までの期

間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することが

できる方法

平成十九年一月二十三日(金)から平成十九年二月十六日

(金)までの期間、調達システムにより利用することができ

る。

四 入札執行の日時及び場所

平成十九年二月二十三日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十三年秋田県規則第四号)第百六十

条から第百六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係

る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるとき

きは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業

者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希

望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は

入札に係る電磁的記録に記載すること。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則第百六十六條に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入

札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入

札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的

記録に記録された必要資料等を提出すること。
 (七) その他
 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
 七 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of item to be purchased : 6Yans
- 2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 23 February, 2007
- 3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan
TEL 018-860-2743

教育委員会公告

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条に規定する博物館に相当する施設として平成十九年一月四日次のとおり指定した。

平成十九年一月二十三日

秋田県教育委員会教育委員長 太田 宥子

施設名	所在地	設置者
雄物川郷土資料館	秋田県横手市雄物川町沼館字高畑三百六十六番地	横手市

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印刷所

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 862-8766 FAX 863-0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄